３）共同企業体（甲型）を構成する場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

４）標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率は均等割の10分の６以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

５）共同企業体（乙型）を構成する場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９－２に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が提出されていること。ただし、各構成員が各工種の有資格者である場合は、当該協定書（案）は、（甲）(乙）どちらでもよい。

６）標準特定建設工事共同企業体協定書(乙)による協定書案を提出する場合、分担工事額にかかわらず代表者は構成員において決定された者であること。

⑻　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑼　下記３⑴１）に定める技術提案書等の提出、及び３⑴２）に定める技術提案書等の改善要求に対する対応を行っていること。

⑽　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣　組合の理事

㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　優先交渉権者となるべき者の決定方法

１）競争参加資格があることが確認された者（以下「優先交渉権者となり得る者」という。）に対して技術提案書並びに当該技術提案に基づく工事及び設計参考見積書（以下「設計見積仕様書」という）の提出要請を行い、技術提案書及び設計見積仕様書（以下「技術提案書等」という）の提出を行った者と技術提案書等の内容に関するヒアリング（技術的対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

２）ヒアリング（技術的対話）を通じて、技術提案書等について改善を求める場合がある。

３）１）に定める技術提案書等の提出及び２）に定める改善要求の対応を行わない場合は、優先交渉権者となり得る者とはしない。

⑵　技術提案の評価に関する基準

１）技術提案の評価については、次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

①　マネジメント業務

・マネジメント業務の実施方針
・設計の実施方針
・工事の実施方針

②　性能・強度等

・床版の構造概要

③　施工計画

・床版の撤去・架設計画（境谷橋・雄の山第２橋）
・施工中における周辺環境への配慮
・安全管理に関する想定されるリスクへの対応
・品質管理に関する想定されるリスクへの対応
・工程管理に関する想定されるリスクへの対応

④　社会的要請

・夜間通行止め日数の短縮に資する技術
・夜間通行止め解除遅延リスクの排除（境谷橋㊦）

⑤　工事コスト

・工事コストの低減

２）評価項目、評価基準及び配点等の詳細は、入札説明書及び技術提案書作成要領による。

４　手続等

⑴　担当部署　〒567―0871 大阪府茨木市岩倉町１番13号　西日本高速道路株式会社関西支社　総務企画部経理課　課長代理　中川　聖子　電話06―6344―9242　ＦＡＸ06―6344―9913

⑵　説明書、図面、仕様書等の交付期間及び方法

①　交付期間　令和２年９月23日（水）から令和２年11月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）を除く）。

②　交付方法　入札情報公開システムより、提供する。
https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/
当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「201001047」である。
なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前10時から午後４時まで、４⑴の場所において入手することができる。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　令和２年９月24日（木）から令和２年11月20日（金）までの休日を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出方法　本業務に係る技術提案書等の提出を希望する者は、説明書に基づき申請書等を作成し、持参、郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）又は電送すること。

⑷　技術提案書等の提出期間、場所及び方法

①　提出期限　令和２年12月14日（月）から令和３年１月22日（金）までの休日及び年末年始（令和２年12月29日から令和３年１月３日）を除く毎日午前10時から午後４時まで。

②　提出場所　上記４⑴に同じ。

③　提出方法　持参又は郵送。